



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

令和4年度総務省「公的機関向けウェブアクセシビリティ対応講習会」
～公的機関のホームページ等に求められるアクセシビリティ対応の推進～

公的機関に求められる ウェブアクセシビリティ対応

総務省 情報流通行政局
情報活用支援室

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。

しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から**情報**を取得できなかつたり、**ウェブ上で手続きができないという問題**が発生し、**社会生活**で多大な不利益が発生したり、**災害時**等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

- 障害者については、**障害者権利条約**（2014年に批准）において、「**障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること**」（条約第9条）との規定。
- これに関連し国内法（**障害者基本法、障害者差別解消法**等）で公的機関の責務を明記。
 - 国及び地方公共団体は、（中略）**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない**（障害者基本法第22条）。
 - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備**に努めなければならない（障害者差別解消法第5条）。

障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）

通称：障害者権利条約

2006年12月13日国連総会 採択、2008年5月3日発効。日本では2007年9月28日署名、2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日効力発生。

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している条約

- 例 ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
- ・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・条約の実施を監視する枠組みを設置 等

第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 **締約国は、**障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービス**を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) **情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）**

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

（略）

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) **障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。**

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

（地域社会における共生等）

第三条 （前略）次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 三 **全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 **国及び地方公共団体は、**第一条に規定する社会の実現を図るため、**前三条に定める基本原則**（以下「基本原則」という。）**にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

（障害者基本計画等）

第十一条 **政府は、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、**障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。**

2 **都道府県は、**障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 **市町村は、**障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

（略）

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条

- 2 **国及び地方公共団体は、（中略）、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。**

障害者基本計画（第4次）

「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組む。

基本理念：共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

平成30年3月に第4次障害者基本計画が閣議決定（令和4年度までの5年間を対象）

障害者基本計画(第4次) 本文（該当箇所抜粋）

Ⅱ 基本的な考え方 3. 各分野に共通する横断的視点 （2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

（略）社会のあらゆる場面で情報通信技術（以下「ICT」という。）が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、障害者への移動の支援や情報の提供を行う場合など、様々な場面でアクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。（略）

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。（略）

（4）行政情報のアクセシビリティの向上

○各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。〔2-(4)-2〕

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法 平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、「**不当な差別的取扱い**」を禁止し、「**合理的配慮の提供**」を求めています。

○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる**社会的な障壁を取り除く**ため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して**個別の状況に応じた措置**を講じること。

【例】 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

令和3年5月 同法改正により、これまで公的機関のみ義務としていた障害者への合理的配慮について、**民間企業においても義務化**される見通し（公布の日(令和3年6月4日) から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	 禁止 不当な差別的扱いが禁止されます。	 法的義務 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。
民間事業者※ ※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 禁止 不当な差別的扱いが禁止されます。	 努力義務 障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

 **法的義務** 障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第5条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例．車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の取組の支援を目的として作成された**手順書**

○運用ガイドラインの対象となる団体

国及び地方公共団体等の公的機関※

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。

○運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象

ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。

- **公式ホームページ**（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- **関連サイト**（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者に委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
- KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応するべきとされていますが、その他の**関連サイト等についても優先順位をつけて着実に対応が必要。**

目的 (1条)

**全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し共生社会の実現に資する**

基本的施策 (11条～16条)

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ① 機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ② 利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③ 関係者による「協議の場」の設置 など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ① 障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
- ② 多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ① 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ② 事業者の取組への支援 など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条) 国・地方公共団体について

- ① 相談対応に当たっての配慮
- ② 障害の種類・程度に応じて情報を提供するように配慮

(5) 国民の関心・理解の増進 (15条)

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等 (16条)

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

- 障害者基本計画等 (障害者基本法) に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)

■ **総務省 | みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）**

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html